

◎沖縄県青少年保護育成条例施行規則

制定 昭和四十七年七月二十一日 規則第一二八号  
 改正 昭和四十八年三月二十六日 規則第一三三号  
 昭和四十九年三月三十日 規則第十八号  
 昭和五十四年十一月二十八日 規則第四十九号  
 昭和五十八年十一月四日 規則第四十九号  
 平成元年十二月十二日 規則第六十五号  
 平成四年五月一日 規則第三十二号  
 平成八年十一月十二日 規則第七十七号  
 平成十年三月三十一日 規則第二十六号  
 平成十二年三月十四日 規則第七号  
 平成十三年三月三十日 規則第六十一号  
 平成十八年三月三十一日 規則第二十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、沖縄県青少年保護育成条例(昭和四十七年沖縄県条例第十一号。以下「条例」という。)第二十一条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(催眠等の作用を有するもの指定)

第二条 条例第五号第九号の規定により催眠等の作用を有するものとして知事が定めるものは、次のとおりとする。

- 廣 薬事法(昭和三十五年法律第一四五号)第五十条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬品
- 廣 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三二八号)別表第六の二に規定する有機溶剤

(優良興行及び優良図書等の推奨)

第三条 条例第六号の規定により優良興行及び優良図書等の推奨を受けようとする者は、優良(興行、図書)推奨申請書(第一号様式)を知事に提出しなければならない。

(推奨の認定基準)

第四条 条例第六号の規定による優良興行及び優良図書等の推奨並びに条例第七号の規定による優良環境の推奨は、沖縄県青少年保護育成審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて別に定める認定基準により行うものとする。

(指定の認定基準)

第五条 条例第十号第一項の規定による有害興行の指定、条例第十二号第一項の規定による有害な図書等、条例第十三号第一項の規定による有害器具類等及び条例第十四号第一項の規定による有害広告物の指定は、審議会の意見を聴いて、別に定める認定基準により行うものとする。

(有害な図書等とする書籍又は雑誌の写真又は絵等)

第五条の二 条例第十二号第二項第一号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵を含む。)とする。

- 廣 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑卑いな状態で次のアからカまでのいずれかに該当するもの
- ア 女性の大腿(たい)部を開いた状態
- イ 陰部又は臀(でん)部を誇示した状態
- ウ 自慰の姿態
- エ 女性の排泄(せつ)の姿態
- オ 男女又は同性間の愛撫(ぶ)の姿態
- カ 緊縛の姿態
- 廣 性交又はこれに類する性行為で次のアからオまでのいずれかに該当するもの
- ア 男女の性交又は性交を明らかに連想させる行為
- イ 男女の性交に類似する行為
- ウ 強姦(かん)、その他の凌(りよう)辱行為
- エ 同性間の性行為
- オ 変態性欲に基づく性行為

2 条例第十二号第二項第二号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するもの場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

(指定及び指定の取消しの告示)

第六条 条例第十号第一項、第十二号第一項、第十三号第一項若しくは第十四号第一項の指定又は条例第十号第四項の指定の取消しの告示は、指定又は指定の取消しの年月日、種類、名称及び指定箇所並びに指定又は指定の取消しの理由その他必要な事項を記載して行うものとする。

(深夜における青少年の立入りを禁止する営業の指定)

第六条の二 条例第十一号第一項に規定する知事が定める営業は、次に掲げるものとする。

- 廣 設備を設けて客にボーリング、アイススケート、ローラースケート、卓球又は玉突きを行わせるもの
- 廣 硬貨、メダル又はチップを投入することにより作動する遊戯機を設置して客に遊戯を行わせるもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一二二号)第二条第一項第八号に規定するものを除く。)
- 廣 個室を設け、当該個室において客にカラオケ装置(伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクrohンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)による伴奏音楽等に合せて歌唱させるもの
- 廣 設備を設けて客に主に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせるもの(図書館法(昭和二十五年法律第一一八号)第二条第一項に規定する図書館が行うものを除く。)

(自動販売機等の届出事項)

第七条 条例第十三号の三第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 廣 届出に係る自動販売機等により図書等又は器具類等を販売又は貸付けをする者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、主たる事務所所在地、名称、代表者氏名及び電話番号)
- 廣 届出に係る自動販売機等管理者の住所、氏名及び電話番号
- 廣 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、主たる事務所所在地、名称、代表者氏名及び電話番号)
- 廣 収納する図書等又は器具類等の別
- 廣 設置年月日
- 廣 販売又は貸付け開始年月日

(揭示、届出及び表示)

第八条 条例第十号第三項の規定による有害興行を行う場合の揭示は、第二号様式により行うものとする。  
 第九条 条例第十一号第二項の規定による夜間に興行等を行う場合の揭示は、第三号様式により行うものとする。  
 第十条 条例第十二号第二項の規定による有害図書等を陳列する場合の揭示は、第四号様式により行うものとする。  
 第十一条 条例第十三号の三第一項の規定による届出は、第五号様式によるものとする。  
 第十二条 条例第十三号の三第二項の規定による表示は、第六号様式によるものとする。

第十三条 条例第十三号の三第三項の規定による届出は、変更の場合にあつては第七号様式によるものとし、廃止の場合にあつては第八号様式によるものとする。

(有害図書等の陳列方法)

第八条の二 条例第十二号の二第一項の規定による有害図書等の陳列は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。  
 廣 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所に陳列すること。  
 廣 有害図書等以外の図書等を陳列する棚と六十センチメートル以上離れた棚又は有害図書等以外の図書等を陳列する棚の背面の棚に陳列すること。

- 廣 有害図書等から十センチメートル以上張り出す仕切り板(透視できない材質のものに限る。)で有害図書等以外の図書等と区分して陳列すること。
- 廣 有害図書等から十センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして陳列すること。
- 廣 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させる業務に従事する者が常駐する場所から五メートル以内の場所に陳列すること。

・ 有害図書等をビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にして陳列すること。

(有害図書等に対する措置命令)

第九条 条例第十二条の二第三項の規定による有害図書等に対する措置命令は、有害図書等措置命令書(第九号様式)により行うものとする。

(有害広告物に対する措置命令)

第十条 条例第十四条第五項の規定による有害広告物に対する措置命令は、広告物措置命令書(第十号様式)により行うものとする。

(立入調査を行う者の指定)

第十一条 条例第二十条の規定による立入調査を行う者は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

廣 福祉保健部に所属する職員

廣 教育庁に所属する職員及び学校教職員

・ 警察職員

・ 青少年問題協議会及び青少年保護育成審議会の幹事

・ 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める者

(立入調査を行う者の証票)

第十二条 条例第二十条第三項の証票の様式は、第十一号様式のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年三月二十六日規則第二十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年三月三十日規則第十八号抄)

1 この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十三年九月二十八日規則第四十九号)

この規則は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十四年十一月二十九日規則第五十四号)

この規則は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五十八年十一月四日規則第四十九号)

この規則は、昭和五十九年二月一日から施行する。

附 則 (平成元年十二月二十二日規則第六十五号)

1 この規則は、平成元年十二月十九日から施行する。

2 この規則の施行前の沖縄県青少年保護育成条例(昭和四十七年

沖縄県条例第十一号)第十一條第一項の規定に基づく昭和四十八年沖縄県告示第六十四号及び昭和六十年沖縄県告示第一三八号による指定は、改正後の沖縄県青少年保護育成条例施行規則第六條の二の規定による指定とみなす。

附 則 (平成四年五月一日規則第三十二号)

この規則は、平成四年五月一日から施行する。

附 則 (平成八年十一月十二日規則第七十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十年三月三十一日規則第二十六号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月十四日規則第七号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十三年三月三十日規則第六十一号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二條

第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年三月三十一日規則第二十四号)

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。